

# 職員の給与等に関する報告及び勧告について

岩手県人事委員会委員長談話

本日、岩手県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

はじめに、本県の職員においては、新型コロナウイルス感染症対策を始めとして、東日本大震災津波からの復興推進や防災対策など、各分野において日々職務に精励されていることについて、心から敬意を表します。

(給与勧告の基本的考え方)

- 1 本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえ、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視するとともに、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ってきました。

(本年の給与改定)

- 2 本年4月の職員給与と県内の民間給与を比較したところ、職員が民間を平均6円(0.00%)下回る結果となりました。職員と民間がほぼ均衡していることから、職員の月例給を据え置くことが適当と判断しました。

また、ボーナス(期末手当・勤勉手当)については、職員と民間を均衡させることを考慮し、職員の年間支給月数を0.15月引き下げることが適当と判断しました。

- 3 また、公衆衛生分野及び家畜衛生分野等において役割が重要性を増している一方、極めて採用困難な状況が続く獣医師について、その人材確保に向け、給与上の処遇の改善について検討を行う必要がある旨を報告しました。

(公務運営に関する事項)

- 4 この他、有為な人材の確保や長時間勤務の解消、両立支援の推進、定年の引上げへの対応等の公務運営に関する事項について報告を行いました。

- 5 有為な人材の確保については、採用試験の受験者数が継続的に減少傾向にあり、今後、組織運営にもたらす影響が強く懸念されることから、本委員会として、学生の志向や、就業意識の変化等を的確に把握し、戦略的かつ体系的に対策を講じていくことなどについて報告しました。

- 6 不妊治療と仕事の両立については、これまでも重要な課題ととらえてきましたが、人事院が本年の報告において新設を表明した不妊治療のための有給休暇の趣旨や他の都道府県の動向等も踏まえて、新たな休暇制度について検討する必要がある旨を報告しました。

議会及び知事におかれましては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、適切に対応されるよう要請します。

県民各位におかれましては、人事委員会が行う給与勧告の意義と職員の適正な勤務条件を確保することの必要性について、深い御理解をいただきたいと思います。

令和3年10月12日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司